市谷議員 再要望項目一覧

令和5年度9月補正分

节和5年度9月補止分	
要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
【台風7号被害対策】	鳥取市安蔵地区の水道施設は住民負担・住民管理で経営される私設水道ではあるが、
①鳥取市安蔵集落は、7軒15名が上下水道施設も自らが整備し、支えあ	被災時の飲料水の提供を始めとする支援は、基本的な責務を有する市町村において考え
って暮らしておられる。しかし、今回の台風被害は、地元だけで水道	られるべきものであり、県費による独自の支援は考えていない。
施設を復旧するのは難しい。応急対策だけでなく、水源回復も含めた	また、当該橋梁は県が架設した橋梁ではないため、支援は考えていない。
水道施設の復旧に市・県が支援すること。また生活道路となっていた	
橋が壊れ、高齢者が大回りして集落を渡るのは大変負担である。橋の	
復旧を支援すること。	
②鳥取市用瀬町にある地元が整備した水力発電設備が被災しており、復	当該水力発電事業は、農協が実施している全量売電の収益事業として収益事業者が加
旧を支援すること。	入する損害保険や災害引当金等で対応するものであり、県としての支援は考えていない。
③鳥取市河原町和奈見の大淵用水路は、千代川に新頭首工を設置(2020	農業用施設の復旧については、耕地災害復旧事業やしっかり守る農林基盤交付金で支
年6月26日)して取水し、河原町和奈見・八日市・佐貫の3地区の、	援するが、地元の負担割合については鳥取市の判断となる。
農業用水、生活用水、防火用水を供給しているが、豪雨により新頭首	なお、今後の用水路や取水のあり方については、現在、国土交通省、鳥取市、地元が
工に水を誘導するためのコンクリートブロックが流され、増水した千	検討している。
代川の水や土砂、流木が大量に大淵用水路に流れ込み、用水路のコン	
クリート壁も被害を受け、農地に水が流れなくなっている。もともと	
この箇所は、増水被害が繰り返されており、用水路の補修や堰の新設	
要望が出され、現在の新頭首工新設の際には、「新頭首工は川の流れ	
をせき止めないものにしてほしい」、「するのであればコンクリート	
ブロックは 2t でなく 4t と重量のあるものでないと流される」と、地	
域の関係者が要望してきました。しかし、そうした地域の関係者の声	
が十分反映されないまま、新頭首工が設置され、この度の被害となっ	
ている。農業用水は、9月いっぱいポンプアップして提供されるが、	
それ以降は未定である。また、新頭首工と大淵用水路までの水路は国	
が災害復旧するが、大淵用水路本体は「地元で対応すること」とされ	
ている。しかし、大量の土砂や流木を地元住民で対応するには負担が	
重すぎ、機械を入れることもできない状態である。大淵用水路の災害	
復旧を地元の負担なしで実施すること。また、地域の関係者の要望を	
聞いて、今後の用水路のあり方や、ポンプ活用も含めた取水の継続を	
検討すること。	

④鳥取市国府町栃本から県道 37 号線沿の栃本廃寺塔跡付近の水田が、 大石川から流れてきた大量の土砂によって埋め尽くされている。水田 を管理していた一農家は代替わりしたばかりで、収穫直前の稲が被害 に遭い、非常に落胆している。また大石川からの農業用水の取水口が 土砂で埋まり、水が取れないという被害も生じている。来年以降も農 業が続けられるよう、地元負担なしでの災害復旧を急ぎ、農作物被害 への補填・補償をすること。

農地・農業用施設の復旧については、耕地災害復旧事業やしっかり守る農林基盤交付金で支援するが、地元の負担割合については鳥取市の判断となる。

なお、農業においては気象災害のリスクがあるため、水稲関係の収入保険および共済の面積加入率は約86%と高く、今回の被害についても多くが補填対象となる見込みである。

⑤鳥取市国府町上荒舟では、中国電力荒船水力発電所前にかけられた橋が流され、発電所側上部の水田・畑地の農作業や稲刈りができない。また上地川からの越水で、土砂が水田や用水路に流入している。国府町荒船でも、農道崩落や、畑の流出、用水路に土砂が流入している。橋の早期復旧及び、離農しないよう、地元負担なしでの農地や用水路の復旧、農作物被害への支援をすること。また国府町荒船地内の県道148 号線沿いで一番下手の家の裏山が崩落し、家が床下浸水、裏手のブロック塀が破損し、表側では上地川が県道148 号に越水し、県道沿いの倉庫や車庫が25 cm程度浸水している。裏山の砂防対策、被災住家・ブロックや倉庫・車庫等の修理を支援すること。

荒船水力発電所前の橋は中国電力が管理しており、既に仮橋(L=14m, W=3m)の施工を同社が行い9月8日から通行可能となったため、発電所側上部の水田・畑地の農作業や稲刈りを行うことは可能と考える。

また、農地・農業用施設の復旧については、耕地災害復旧事業やしっかり守る農林基盤で付金で支援するが、地元の負担割合については鳥取市の判断となる。

なお、農業においては気象災害のリスクがあるため、水稲関係の収入保険および共済の面積加入率は約86%と高く、今回の被害についても多くが補填対象となる見込みである。

国府町荒船地内の裏山は保全対象人家が1戸であり、県事業(保全対象人家:5戸以上)の要件に当たらないことから、鳥取市への要望を検討していただきたい。

なお、住家等の修理費用の支援は行っていない。

⑥鳥取市古海にある機械加工の「前田機工」は、雨漏りと浸水被害(5~10 cm程度)にあっている。県の事業所支援制度の対象として支援すること。

台風第7号災害企業復興補助金を活用した復旧等については、現地確認や事業者の意向を踏まえつつ対応していく。

⑦倉吉市福庭で床上浸水被害が多数生じた。被災者住宅支援制度の発動 又は見舞金を支給すること。また北田川の越水が繰り返されており、 排水ポンプ出動など排水対策を徹底すること。 台風第7号による大雨は、被害規模が鳥取県被災者住宅再建等支援制度の発動要件に 達しなかったため、制度の発動はできない。

「小災害被害者に対する見舞金給与」の制度については、給与の基準を決めており、 基準に該当する場合は支給を行う。また、倉吉市において市独自に床上浸水等の被害を 受けた住家に災害見舞金を支給する制度があり、要件に該当すれば支給されるものと考 える。なお、近年、県管理区間の北田川から越水は確認されていない。

また、内水対策は市町村が主体的に行うものであるが、排水ポンプ出動は市や国とも 連携しながら対応する。

⑧三朝町の旅館街で冠水が繰り返されている。三徳川の法面の隙間を埋めて対策を講じること。

三徳川の護岸の隙間の対策工事については、9月中に対応する予定である。

⑨医療機関の浸水被害が3,600万円超となっている例がある。検討中の	本年7月13日の梅雨前線による大雨により被災した医療機関における復旧費用につ
支援策(1/3、上限 14.3 万円)を充実させ、「災害企業支援事業」や	いては、国の補助制度(医療施設等災害復旧費補助金(補助率:1/2、国から医療機関に
「産業未来創造補助金」などとの組み合わせ支援も可能とし、被害実	対する直接補助)) による支援を申請しているところである。9月補正予算で検討してい
態に見合った支援となるようにすること。	る「緊急支援対策支援事業 (医療機関)」については、今後の浸水害に備えて医療機関が
	緊急に行う浸水対策を支援するものであり、対象が異なることから拡充は予定していな
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	また、台風第7号災害企業復興補助金や産業未来共創補助金は、商工業を対象として
	おり、本件のような例についての支援は考えていない。
【教育関係】	県内の高校では専門学科を中心に1学級の生徒数を38人としている。小中学校を含め
①ゆきとどいた教育となるよう、高校も含め全ての学年で30人以下学	
級を実施すること。	
②発達障がいがある若者が、県立高校に入学したが、小中学校のような	平成30年度から「高校における通級による指導」を実施し、中学校等から進学先の高
クラスでの配慮が少なく、登校意欲が失われ、転校した例がある。高	校への情報の引継ぎの促進や「高等学校特別支援教育研修会」の開催など、各学校にお
校、大学での学びと育ちを支える教育環境を整備すること。	ける特別支援教育の充実に取り組んでいるところである。生徒が充実した高校生活を送
	ることができるようにするため、各校において保護者・本人・学校間で連携をとりなが
	ら生徒支援を進めるよう、引き続き研修会等を通じて各学校へ啓発していく。
	また、公立鳥取環境大学では学生や保護者からの申出に応じて、学生支援センターが
	中心となり検討を行い必要な配慮を行うなど、各大学において発達障がいのある学生の
	修学上の困難に対して本人との面談や関係教職員との話し合いを踏まえて、対応を行っ
	ている。
③「発達障がい」、「情緒障がい」の単一障がいであっても、希望があれ	学校教育法では情緒障がいの規定がなく特別支援学校への入学はできないが、本県で
ば特別支援学校に入学できるようにすること。	は小中学校 161 校に「自閉症・情緒障がい」の特別支援学級を設置しているほか、平成
は特別又扱子以に八子できるようにすること。	30年以降、県立高校においても通級による指導を開始している。また、LD 等専門員によ
	30 午50年、泉立向仪においても通椒による指導を開始している。また、LD 等等円負によ る教育相談体制の整備も行っており、今後も「情緒障がい」、「発達障がい」など障がい
	のある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育に引き続き取り組んでいく。
④不登校の数が千人にものぼっている。スクールカウンセラーを全校配	すべての公立中学校・義務教育学校にスクールカウンセラーを配置し、校区小学校の
置すること。	相談にもあたっており、全ての学校の相談に対応できる体制を整えている。また、県立
	高等学校及び県立特別支援学校においても全校に配置している。
⑤県立高校で、短期で病欠を繰り返す教員がいる場合、代替教員が配置	1か月以上の期間にわたる病休であれば、病休代員(常勤)の配置を行うが、常勤者
されず、常勤講師に部活動など様々な業務がかぶせられ、負担は増え	が見つからない場合は非常勤講師を配置している。
るが手当もない状況である。代替職員の配置や手当を検討すること。	
⑥学校教員の未配置が、小学校28名、中学校9名、特別支援学校9名、	教員志願者や新規の講師登録者の減少、退職者の増加等の要因も重なり、年度中途の
高校1名となっている。未配置が生じないよう、対応すること。	代員等の配置は厳しい状況であるが、引き続き、候補者の掘り起こしなど配置に向けて
	努力していく。
⑦給特法を見直し、教員の時間外勤務手当が支給できるようにして、長	教員の職務の専門性に十分配慮するとともに、能力・実績に見合った処遇を可能とす
時間労働を防ぐようにすること。	るメリハリをつけた給与制度とするための財政措置を講じるよう、給特法の見直しも含
	め、令和5年7月に国に要望したところである。

【障がい者関係】

○鳥取県の障がい者雇用数は、身体障がい62人、精神障がい20人、知的障がい7人と、障がい種別で格差がある。格差が生じないよう、特に知的障がい者は記述試験を廃止し、「特別支援学校高等部卒」といった受験資格を見直すこと。

県職員採用試験(知的障がい者対象)では、受験対象者について、従来、療育手帳交付者等としていたところ、特別支援学校高等部(知的障がい)卒業者の中には手帳等を交付されていない方もおられることから、今年度、当該卒業者を受験対象とするコースを新たに設け、募集人数も増やした。

なお、採用試験に当たっては、公務員として必要な一般的な知識等についての確認を 行うため、筆記試験等を実施しており、また、公平・公正な試験実施の観点から、客観 的な資料により受験要件を確認している。

【医療・介護関係】

- ①医療機関や介護事業所に対する光熱費などの物価高騰対策支援制度が9月末で終了予定だが、物価高騰は続いており、支援を継続し、100 床未満の医療機関や、車(ガソリン)が必要な訪問介護・看護への支援額を充実させること。
- ②最賃や賃上げに合わせた診療報酬の引き上げを国に求めること。
- ③看護師の離職が多い。看護師の処遇改善支援は、救急受入病院以外も 対象とし、全ての病院で全ての看護職員対象に支援されるようにする こと。
- ④医師確保がどこの病院でも深刻である。現在行われている、中山間地域の医療人材確保の議論は、医師養成に関わっている民間病院なども加わって協議し、実効性あるものとすること。また、県の医師派遣は、中山間地域の医療を担っている民間病院にも派遣できる仕組みとすること。
- ⑤コロナ患者が急増し、中等症Ⅱ以上の入院患者も急増しているが、コロナが5類化され、病院任せになり、病院に大きな負担となっている。コロナの病床確保支援は、2床までは何の支援もなく、確保病床以外の空床補償は院内でクラスターが発生した場合だけである。コロナ病床確保の支援は、コロナ2類当時のような支援に戻すこと。(以前は72,000円/床で1患者2床までの支援が、現在36,000円/床・1患者1床のみとなっている)
- ⑥家族の介護が必要でも、民間職場では介護休暇が取りづらい状況がある。県が創設しようとしている、男性の育児休業に対する代替職員配置支援のように、介護休暇の場合も代替職員の配置支援や「介護手当」を創設し、介護休暇を取りやすくすること。

物価高騰による影響は全国的な課題であることから、全国知事会等を通じて、国に対し、エネルギー価格の高騰対策の拡充や臨時的な公的価格の早急な改定などの対策を講じるよう継続して要望している。現在、国において経済対策の実施を検討していることから、今後の国の動向を注視していく。

既に国において検討されている状況であり、県として要望することは考えていない。 看護師等の確保及び離職防止に向けて、処遇改善及び養成・確保や資質向上に係る環 境整備の施策を充実するよう、全国知事会等を通じ、国に対して要望しているところで ある。

喫緊の課題である中山間地域の医師確保に係る実効性のある対策の検討に向け、研究会委員以外の関係者も含め適宜ヒアリングを行っているところである。また、県による医師派遣は中山間地域の自治体病院・診療所の医師不足を補うことを本旨としている。これらの病院等の要望を充足する年度に限り、各医療圏の医療提供体制確保の観点から特に必要があると認められる場合に中山間地域以外の公立・公的病院への派遣を臨時的・特例的に行うケースはあるものの、民間病院への派遣は考えていない。

新型コロナ感染症の病床確保料については、国の交付金により支援している。補助単価は診療報酬特例の見直しに連動して変更されたものであるとともに休止病床の補助上限はコロナ入院医療における人員配置等の変化などの実態を踏まえて見直されたものであり、いずれも国において定められたものである。

県では、男性労働者に介護休暇を取得させた事業主に対して奨励金を支給する企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金制度を設け、介護休暇取得促進を図っている。また、国においては労働者の円滑な介護休業の取得や職場復帰に取り組む中小事業主を支援する両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)があり、その中で、代替要員の新規雇用または業務をカバーした周囲の職員への手当支給への加算制度が令和5年4月に新設されていることから、県が新たな制度を創設することは考えていないが、引き続きこれらの支援策を周知し、仕事と介護を両立しやすい環境づくりに努めたい。

【原発関係】

- ①福島原発事故の汚染水 (ALPS 処理水) の海洋放出は、関係者の理解がなされておらず、漁業関係者からも困惑の声が上がり、風評被害も避けられない。今からでも、海洋放出はやめるよう国に求めること。また、島根原発で同様の事態が起きたときには、汚染水は海洋放出しないことを中国電力と約束すること。
- ②島根原発 2 号機の再稼働に向けた「工事計画認可」及び「保安規定」 が適格かどうかを、県としても審査し、県民に説明すること。

【高校の部活遠征費について】

○県立高校の部活の遠征や大会参加について、バス代が支援されているが、支援額が低く、遠方の場合は割に合わない。保護者の経済的負担が重く、教職員が自分の預貯金を取り崩して工面していることもあると聞く。また、バス代支援金の支払いが年度末の精算となり、教職員が立て替えている実態もあると聞く。実態調査を行い、遠征場所にふさわしいバス代支援とし、教職員や保護者の負担にならないようにすること。

処理水の海洋放出は、国が関係者の意見を踏まえて、総合的に判断したものと理解している。

また、島根原発については、新規制基準に基づき安全対策工事が進められている。

島根原発2号機の新規制基準に係る安全対策については、安全を第一義として、今後の手続きを進めることを了解したものであり、今後の手続きの各段階で中国電力に意見を伝える。

本来は高校の部活動における遠征等に係る交通費等は受益者負担が基本であるが、生徒の安全な輸送と生徒・保護者の経済負担の軽減のため、部活動の大会参加等における公共交通機関の利用に係る交通費の一部を支援している。なお、年度末の精算については、今年度から補助金の支払い方法を概算払いとしたことにより、早期に支払いができるように改善したところである。